

★★★

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う改正

□ 総合講義テキスト / 18頁、149頁、156～158頁、160頁、171頁、186頁、341頁、348頁

法7条の2第3項、151条、155条1項、156条1項、160条の2第1項ほか
令和8年4月1日施行

令和6年の通常国会で成立した改正子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援金制度がスタートした。この制度は、急速に進む少子化への対策として、子ども・子育て世代を全世代・全経済主体で支える仕組みである。

少子化対策の財源として、政府は、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収し、医療保険者は子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うこととなった。医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなった。これに付随して、子ども・子育て支援納付金に係る所要の改正が行われた。

〔1〕 子ども・子育て支援金制度

1. 子ども・子育て支援納付金

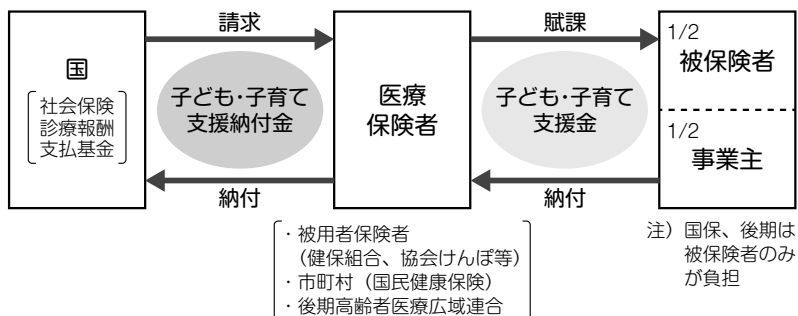
子ども・子育て支援法71条の3

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等から、**子ども・子育て支援納付金**を徴収する。

※支援納付金対象費用のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 児童手当（令和6年10月～）
- ② 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（令和7年4月～）
- ③ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（令和8年10月～）等

● 徴収の流れ



2. 保険料及び保険料額

法155条1項（保険料）

保険者等（厚生労働大臣又は健康保険組合）は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金並びに健康保険組合においては日雇拠出金の納付に要する費用を含む）に充てるため、**保険料を徴収**する。

法156条（保険料額）

被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の①②に掲げる被保険者の区分に応じ、当該①②に定める額とする。

- ① **介護保険第2号被保険者である被保険者**：一般保険料等額と介護保険料額との合算額
- ② **介護保険第2号被保険者である被保険者以外の被保険者**：一般保険料等額

報酬に関する 保険料額	一般保険料等額 = 標準報酬月額 × (一般保険料率* + 子ども・子育て支援金率)
	介護保険料額 = 標準報酬月額 × 介護保険料率
賞与に関する 保険料額	一般保険料等額 = 標準賞与額 × (一般保険料率* + 子ども・子育て支援金率)
	介護保険料額 = 標準賞与額 × 介護保険料率

※一般保険料率 = 基本保険料率 + 特定保険料率

3. 子ども・子育て支援金率

法160条の2

- ① **子ども・子育て支援金率**は、各年度において全ての保険者が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、**保険者が定める**。
- ② **協会**は、①の規定により子ども・子育て支援金率を定めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、**遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知**しなければならない。

子ども・子育て支援金率は、次の算式で得た率を基礎として、毎年度、保険者が定める。

$$\text{子ども・子育て支援金率の基礎となる率} = \frac{\text{子ども・子育て支援納付金の総額}}{\text{全ての保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額}}$$

※法160条の2第1項の「政令で定める率」は1000分の2.5（0.25%）である（令45条の5）。

※令和8年度の子ども・子育て支援金率は、**0.23%**となる。

cf. 事業主が全額負担する「子ども・子育て拠出金」の計算に用いる「子ども・子育て拠出金率」は、1000分の4以内において政令で定めるとされており、令和8年度は**0.36%**となる。

〔2〕 子ども・子育て支援納付金に係るものが追加された事項

1. 全国健康保険協会が行う業務

全国健康保険協会の業務に、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に関する業務が追加された。

●業務の分担

全国健康保険協会 が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険給付に関する業務 ② 保健事業及び福祉事業に関する業務 ③ 協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの（資格確認書の発行・レセプト点検等） ④ 保険給付に関する事業主への立入検査等に係る事務に関する業務 ⑤ 任意継続被保険者関係の手続 ⑥ 船員保険事業に関する業務（船員保険協議会） ⑦ 前期高齢者納付金等*1・後期高齢者支援金等*2・介護納付金・流行初期医療確保拠出金等・<u>子ども・子育て支援納付金</u>の納付関連業務
厚生労働大臣 (日本年金機構) が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者の資格の取得及び喪失の確認 ② 標準報酬月額・標準賞与額の決定（任意継続被保険者に係るものを除く） ③ 保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く）

※1 「前期高齢者納付金等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金」をいう。

※2 「後期高齢者支援金等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」をいう。

2. 事務費の負担

法151条

国庫は、毎年度、**予算の範囲内**において、健康保険事業の事務（**前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金**の納付に関する事務を含む）の執行に要する費用を負担する。

3. 健康保険組合の財政調整

法附則2条1項

健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等若しくは子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、**健康保険組合連合会**は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合に対する**交付金の交付の事業**を行うものとする。

〔3〕 日雇特例被保険者の保険料等

1. 日雇特例被保険者の保険料額

日雇特例被保険者の賃金に関する保険料額は、1日につき、日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次に定める額の合算額を基準として、政令で定めるところにより算定した額である。

① 被保険者負担分

$$\text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料等率} + \text{介護保険料率}) \times 1 / 2$$

② 事業主負担分

$$\begin{aligned} & \{ \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料等率} + \text{介護保険料率}) \times 1 / 2 \} \\ & + \{ \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料等率} + \text{介護保険料率}) \times 31 / 100 \} \end{aligned}$$

※介護保険第2号被保険者以外の日雇特例被保険者については、**平均保険料等率のみ**で算定する。なお、31 / 100とは、一般被保険者に対する日雇労働者の平均就労日数が1.31倍であること等に由来し、この部分は事業主が負担する。

※平成15年4月1日より、日雇特例被保険者にも「総報酬制」が導入され、支給日ごとに40万円を上限として賞与額に標準賃金日額と同じ保険料率を乗じた額が徴収される。



アドバイス

日雇特例被保険者は2以上の都道府県で就労することが多く、都道府県単位保険料率を用いることができないため、「平均保険料等率」を用いる。「平均保険料等率」とは、各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会管掌健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率と子ども・子育て支援金率とを合算した率をいう。